

妾、故禁之」と記せり、而してかゝる情態は獨り此の時に止らず、回鶻の盛時を通じて同様なりしが如く、後に其の勢の衰ふるに及び、會昌三年始めて詔を出して之を處置するに至りしこと後に述ぶるが如し。<sup>〔九七〕</sup>

此等の横暴以外、別に又回鶻の唐を苦しめたるものは、其の遺賜を貪りたること、馬市を強要したることなりとす、回鶻が功を唐に建てし以來、唐が其の怨を買はざらんが爲に、回鶻に對する賜與の頗る厚く、啻に先に約したる歲賜絹二萬疋に止らざりしことは、兩唐書回鶻傳を始め、其の他の書にも屢々記さるゝ所にして、今一々之を引用する要無けれども、只だ此の事が如何に唐を苦しめたるものなりしかを説明せんが爲に、其の甚しき一例にして、こゝに述ぶる時代に屬する事件を記さんに、舊唐書廻紇傳に、回鶻の首領等「一百九十六人來見、上賜宴於延英殿、錫賚甚厚、閏月子儀自涇陽、領僕固名臣入奏、廻紇進馬、及宴別、前後賚繒綵十萬疋而還、時帑藏空虛、朝官無祿俸、隨月給手力、謂之資課錢、稅朝官、閏十月、十一月、十二月課以供之」と記せり、此の事は同書本紀によれば永泰元年の事に屬す。

次に馬市に關する二三の記事を引きて其の有様の一斑を示せば、通鑑大曆八年五月の條に

回紇自乾元以來歲求和市、每一馬易四十縑、動至數萬疋、馬皆驚瘠無用、朝廷苦之、所市多不能盡其數、回紇待遣繼至者、常不絕於鴻臚、至是上欲悅其意、命盡市之、秋七月辛丑回紇辭歸、載賜遺及馬價、共用車千餘乘と記せり、此の事實は新舊唐書の回鶻傳にも明記せらるゝ所にして、<sup>〔九七〕</sup>疑無き事實なりとす、然るに其の年十一月には又舊唐書廻紇傳によれば

廻紇使使赤心、領馬一萬疋來求市、代宗以馬價出於租賦、不欲重困於民、命有司量入計、許市六千疋